

| | |
|------------------|---|
| Title | ロバート・ウォルフ、バーリントン・ムーア、ハーバート・マルクーゼ著『純粹寛容批判』 |
| Sub Title | Robert Paul Wolff, Barrington Moore Jr. and Herbert Marcuse, A critique of pure tolerance |
| Author | 奈良, 和重(Nara, Kazushige) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1968 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.12 (1968. 12) ,p.118- 122 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 紹介と批評 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19681215-0118 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

さて、マイネッケがこの著作において披瀝した「国民主義」の理念は、結論的に次の諸点に要約できると思われる。第一には、現実の特殊性と政治権力の存在を無視してしまふ理想主義は、それがいかに進歩的であつても、歴史を形成する原動力とはなりえないものであること。第二に、国民国家とは、その国家体制の内部に充実した国民生活を包含する国家のことであつて、その国民国家が対外的に自主性を維持しうるには強力な権力を保持しなければならぬということ。第三に、世界は自主的権力国家の併存を前提としているから、国家相互間の同盟や敵対関係は、その時々々の歴史的事情のもとにおける各国家自身の利害関係に基くものであり、決して永久不変の規範的原理ではありえないということ。第四に、しかしそれにもかかわらず、非道徳的、非精神的な政治は甚だ危険であり、世界主義と国民主義は相互に決して排他的なものではなく、むしろ前者は後者へ架橋しているというべきであるという諸点である。

このマイネッケの指摘は、この著作のあらわれた二十世紀初頭のドイツと世界政治をその現実的背景としているものであるとしても、現代のわれわれが、現在ならびに将来の複雑な国際政治の動向をとらえる上にも多くの示唆を与えているものと思われる。

以上において、矢田教授の新訳を得た機会をとらえ、マイネッケ史学とこの書の持つ意義をわずかに紹介してみた。重ねていうまでもなく、ドイツ政治思想史のいかなる領域においても、それを対象として研究に志すものにとつてこの書は、必ず一度は通過すべき古典的名著である。その意味からも、翻訳の労を厭わず、このたび新

装をほどこされて本書を後学のために、公刊された矢田教授に深い感謝の念を捧げたいと思う。さらに本書の第二部が一日も早く公刊されることを期して待ちたい。

(昭和四十三年七月発行 岩波書店 定価七百円)

(矢田 真徳)

Robert Paul Wolff, Barrington Moore, Jr.
and Herbert Marcuse,

A Critique of Pure Tolerance

Boston, Beacon Press, 1965, viii + 117 pp.

ロバート・ウォルフ、バリーントン・ムーア、
ハーバート・マルクーゼ 著

『純粹寛容批判』

本書の「まえがき」は次のように書きおこされている。

執筆者たちは気軽に、だが鄭重に剽窃した本書の標題にたいして弁明する。この小冊子は、カントに無縁ならざる幾つかの理念を内含している。『純粹理性批判』のなかのひとつの脚註に、われわれを留意せしめているのはただならぬ謙虚な気持からだ。すなわち、「我思う、———というの私の現存在を限定する作用をあらわす」。われわれはこの文章を、ここでカントが先験的主観に適用したように

ではなく、経験的主観にも適用してみたいのである。

三人の執筆者はそれぞれ、あたかもカントが理性の使用および限界を批判したと同じように、デモクラシーにおける寛容の精神の使用および限界を批判しようと試みる。いずれの『批判』の書にもたがわず、三篇が三様に、ひとを刺すような激痛と激怒の調子に充ち、鋭い批判をわれわれに向つて突きつけている。

(一) ロバート・ウォルフ「寛容を超えて」(Beyond Tolerance)

ミルおよび古典的リベラリズムによつて唱導された寛容とは、個人の自由(権利)という概念に基づき、各個人の多様性(言論、思想、生活)を尊重し、社会ないし公共的権力は全体としての福祉増進の目的にたいしてのみ、その自由に干渉しうるものとされた。その具体的適用がデモクラシーの多元論である。そして寛容の哲学は、アメリカの政治生活において特殊な適用を受け、発展を上げてきた。すなわち、そこでは種族的・宗教的・地域的・人種的な諸集団を社会の構成単位とし、それらの多様な利害が連邦政府の組織内部で相互に影響しあうというデモクラシーの多元論と、それに附随する寛容の原理とがもたらされたのである。だが、ウォルフによれば、今日のアメリカ・デモクラシーは歴史的發展の特殊な段階に到達し、いわゆる産業デモクラシーの出現をみている。この政治的現実にたいして多元論はどう対応しているか。彼はつぎの三つの方法によつて批判する。

第一は“vector-sum”あるいは権力均衡の理論である。それに従

えば、アメリカ社会の含みさまざまな利益集団は、健全なバランスを保っているかにも見える。例えば、主要な経済的集団としての実業と労働との関係については、相互理解と比較的公平な正義が行われている。しかし、大企業や労働組合という既存制度の枠外にある中小企業、非組合員の労働者階級の利益はまったく無視され、抑制されているのが現実である。権力均衡とは社会的現実にたいする保守主義的欺瞞にはかならない。第二の“referee”理論は、政府の役割は多種多様な利益集団間の競争を調停し監督することにあるとし、あたかも中立的立場にあるかに装う。実際には、政府の行動が優勢な利害選択に左右され、公平な競争の原則を促進するどころか、逆にそれを踏みにじつてさえる。最後に、もつとも一般的な多元論の政治理論は、政治とは権力の支配と政府の決定権をめぐる社会諸集団の競合である、と主張する。そしてアメリカの権力と富は、それらの間で流動的に分配され、漸次的に一樣化されてゆくようなイメージが描かれている。だが、多元論的政治の技術をもつて、現存する害悪を治癒しうるのであろうか。

多元論的デモクラシーの理論と実践は、「寛容なアメリカ」にこれまでよく堪えてきたことは認められるが、今やそれは現状維持のイデオロギー(マンハイム)として作用しているにすぎない。集団間のコンフリクトではなく、社会の共通の利益(common good)を追求しなければならぬという現代的課題にたいして、ウォルフは「多元論を超え、そして寛容を超えて、共同体のための新しい哲学の必要性」を強調する。

(二) パーリントン・ムーア「寛容と科学的見解」(Tolerance and the Scientific Outlook)

ムーアは述べている。「科学は理性にたいして寛容であり、非理性と虚偽に対しては無情にも不寛容である」と。疑わしき存在論とか形而上学を、彼は一切拒絶する。現実世界の軟弱な受容も、あらゆる教義にたいする生温い寛容もけつして許さない。彼のいう科学のかつ世俗的見解とは、理性的な推論と事実によつて確定されたものすべてを含む。そして、「どんな時に寛容たるべきか、どんな時に寛容が知的怯懦と逃避になるか」をわれわれに告げてくれるのである。このような科学的・世俗的見解と結びついてこそ、「真正な寛容」というものがあり得る。かくして、ムーアはいわゆる科学的研究、客観的態度にはきわめて批判的であり、逆に、主観的要素の導入が恣意的な結果を招くとは限らないと主張する。歴史研究に関して言われたことだが、「異つた世界観に基礎をおく異つた『解釈』にたいする寛容は、問題をぼやかしてしまふだけだ」。

科学的見解は、過去および現在の重要な諸問題にはつきりした解答をあたえる。人間の状況 (human situation) の諸側面に価値評価をくわえること、そして現存の支配体制とは異つた可能性を証明してみせること、それは科学的見解と矛盾しない。むしろ、科学の名のもとに保守主義的寛容に誘われることの方が危険である。まさにそのような科学的見解を成立させ、支配体制を覆ってきたのは、近代産業社会への移行過程にあつたヨーロッパとアメリカではなかつたか。しかもそれはいずれも、革命の結果としてもたらされた。ム

ーアは革命的暴力を肯定しているようである。暴力を大目にながら暴力を非難するのは、リベラルな修辭にはかならず、嘔吐をもよおす偽善にみちたものだ。それなら、自由の名のもとに暴力への訴えが正当化される条件とはどのようなものであろうか。

第一に、支配体制そのものが不必要に抑圧的なものであること。現存秩序を支配者たちは維持しよう、われわれ自らもそのポジティブな諸価値にはコミットしようけれども、残虐、不正義、浪費に我慢ができようか。第二に、革命的状况が成熟しているという確固たる証拠がなければならぬ。すなわち、革命の破壊的な側面だけではなく、より善い体制へのリアリスティックな展望がなければならぬ。第三に、革命への訴えが正当化される以前に、現状維持にともなう人間の苦痛が革命およびそれ以後に発生する苦痛より一層重たい、という理由が存在しなければならぬ。革命的暴力についての計算——テロ支配の不慮の出来事を評量する——が必要である。と言つても、われわれは悔悟や逡巡に惑わされてはならない。「……人間には非合理的な情熱という強烈な一服があたえられている。さもなければわれわれのすべての闘争は無駄になり、われわれは依然として石器時代にとどまることになる」と、ムーアの語氣は激しい。

(三) ハーバート・マルクーゼ「抑圧的寛容」(Repressive Tolerance)

冒頭につきのように書かれている。「この論文は、われわれの先進産業社会における寛容の理念を検討するものである。到達された結論というのは寛容の目的を実現することは、現在支配的な政策、態度、意見にたいする不寛容を、そして違法とされ抑圧されている政

策、態度、意見にたいして寛容を拡大することを要求する、ということである。言葉をかえて言えば、今日寛容は、その起源にあつたもの、近代の当初にあつたものとして、再びあらわれているのだ。

——党派的な目標、破壊的な解放的な概念および実践として。それと逆に、今日寛容として宣言され実践されているものは、それがつとも有効にあらわれている多くの面で、抑圧の原因に仕えているのである。

「抑圧的寛容」という表現自体が矛盾しているかに思われるが、ここにこそマルクーゼの怨嗟が見事に表現されている。現代の豊かなデモクラシーの内部には、それこそ豊かな議論が沸騰している。それはあらゆるものに寛容である、共産主義者、ファシスト、右翼

と左翼、白人と黒人……。だが、このような抽象的な「純粹寛容」には、何が真理であり何が虚偽であるか、何が正しく何が誤りであるかを決定し、差別する能力がまつたくない。「根本的に悪であるもの」にたいする寛容が今は善としてあらわれている。それは豊かさ、より以上の豊かさへの途上で、全体の強制に役立つているからだ。寛容は、操作され強制化された個人に向つて執行され、彼らは主人の意見通り、それを自分のものとして鸚鵡返しを行つていられるだけで、彼らにとつては他律性が自律性となつてしまつていられる。現代の産業社会におけるデモクラシーとは、マルクーゼの言葉によれば、「全体主義的デモクラシー」である。

抑圧的であり退行的であり、墮落し非人間化したこの状況にプロテストし、それを否定することが、孤立した集団、闘争しつゝある

少数者の緊急な課題である。マルクーゼの弁証法は、「したがつて、解放する寛容とは、右翼からの運動にたいして不寛容であり、左翼からの運動にたいして寛容であることを意味するのである」と宣言する。彼もまた、抑圧された階級による暴力革命が残酷、不正、沈黙の歴史的連続を断ち切つたことを指摘する。「もし法的手段が不適切であることが証明されたなら、抑圧された、圧倒的な力をもつ少数者たちが法以外の手段を使用する抵抗の『自然権』というものが存在する、と私は信ずる」。マルクーゼの純粹寛容批判は、もつとも厳しい不寛容を、破壊的暴力をもあえて肯定する——文明の進歩と人間性のために。

寛容と不寛容との範囲を決定することは困難であるけれども、たんなる協調は愚かしいことである。現実がほんとに不幸であり、生きるに忍びがたきものであれば、現実を絶対的に拒む不寛容は当然である。ムーアが述べているように、知識人の真の課題はどのような政治的教義とか理想にもコミットすべきではない、真理を発見し、語ることであろう。だが、現実の状況が不必要に抑圧的であれば、知識人は批判的暴露——「破壊的現実にたいする破壊的批判」——という課題を果さなければならぬ。もちろんそれは、共通の利益(ウォルフ)、より善い体制(ムーア)、人間性あるいは人間の生(マルクーゼ)を求めてである。

怨嗟の人間の目眩き批判に本書の読者たちは感動させられようが、同時にかれらは、革命の変革によつてもたらされるであろう社

会について、右の如き抽象的表現のはかなら具体的プログラムが示されていないことに空しさを感じないであろうか。『純粹寛容批判』にたいする「批判の批判」をデーヴィッド・スピッツが『デイセン』誌で書つづける (David Spitz, "On Pure Tolerance: A Critique of Criticism," *Dissent*, September-October, 1966, pp. 510-525.)。その最後の一節を要約しておく。

「……社会革命の名において、いまだに理性を拘束している諸条件のみならず、理性に成長の機会をもつばらあたえる寛容の原理をも破壊せんとする者は、歴史の厳格な教訓に挑んでいるのである。それ故に、現代の不完全なデモクラシーに代えて、人民のために、行爲すると称される、ひとつの知的で政治的な權威主義を以てし、歴史を逆転しようとするような人びと——マルクーゼの如き——について、何を言うことができようか……。かかる人びとはラディカルでもなければリベラルでもなく、残酷な言葉を使うと、反動主義者である。……ミルの純粹寛容の理論ではなく、われわれの批判者たちの抑圧的不寛容(傍点は筆者による)こそ断罪さるべきものなのだ。」

附記 本稿をすでに手渡した後のことであるが、大沢真一郎氏による本書の翻訳が、せりか書房より出版された。この訳書『純粹寛容批判』は、さまざまな立場から読まれるであろうし、また読まれてしめるべきものと思う。そして、それらの議論や批判にたいして不寛容であつてはならないであろう。

(奈良 和重)